

船舶事故調査報告書

令和元年11月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 佐藤 雄 二（部会長）
 委 員 田 村 兼 吉
 委 員 岡 本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和元年7月4日 10時30分ごろ～13時30分ごろの間）
発生場所	不明（有明海）
事故の概要	漁船 ^{せんよう} 宣陽丸は、操業中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和元年7月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 宣陽丸、3.8トン NS3-406457（漁船登録番号）、個人所有 12.47m (Lr) × 2.35m × 0.88m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和61年8月22日
乗組員等に関する情報	船長 男性 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年11月11日 免許証交付日 平成27年6月19日 (令和3年1月9日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り～晴れ、風向 西南西～西北西、風力 0～2 海象：海上 平穏、水温 約25℃
事故の経過	船長は、たも網でのくらげ漁を行う目的で、令和元年7月4日05時30分ごろ自宅を出た後、長崎県島原市湯江漁港 ^{しまばら ゆえ} に係留中の本船に向かった。 僚船（「僚船A」という。）の船長は、10時30分ごろ三池港 ^{みいけ} 西方沖で船長が本船に1人で乗り組み、操業をしている姿を目撃した。 別の僚船（以下「僚船B」という。）の船長（以下「船長B」という。）は、三池港南西方沖で操業中、13時30分ごろ本船が僚船Bの付近を南方に漂流しているのを認め、船長に携帯電話で連絡したが応答が無かったので、僚船Bを本船に着けて僚船Bの甲板員3人を本船に乗り込ませ、船長の安否を確認させた。

	<p>船長Bは、僚船Bの甲板員3人から、本船の機関が中立運転の状態 で船長が船内に不在であるとの報告を受け、その後、僚船Bを操船し て周囲を捜索したところ、本船の船尾方約10mの海面にうつぶせの 状態で浮いている船長を発見した。</p> <p>船長Bは、付近を航行していた別の僚船（以下「僚船C」とい う。）に救援を求めた後、14時00分ごろ僚船Cの乗組員と共に船 長を僚船Bに引き揚げ、118番通報を行うとともに心肺蘇生を行っ た。</p> <p>船長は、来援した巡視艇により三池港に運ばれた後、救急車で病院 に搬送され、溺水と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、発見された際、ふだん船長が操業で使用していたたも網 （材質ステンレス、重さ約4kg、長さ約4.7m）が船内に見当たら ず、甲板上にくらがげが約250kg揚げられていた。（写真1参照）</p> <div data-bbox="758 846 1225 1196" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">写真1 本船</p> <p>本船は、船体に他船と衝突した痕跡はなかった。</p> <p>船長は、ふだん、操業の際、本船の舳先^{へさき}に立って操縦リモコンで操 舵し、浮上するくらがげをたも網ですくう作業を行っていた。</p> <p>船長は、発見された際、つばが全周にある布の帽子の上からキャッ プを被り、遮光眼鏡をかけ、上半身にハイネックの長袖のシャツの上 に固型式の救命胴衣、ゴム手袋、下半身にジャージ、及び長靴を着用 していた。</p> <p>船長は、発見された際、ビニール袋に入れられ、海水で濡れて使用 不能になった携帯電話を身に着けていた。</p> <p>船長は、有明海での操業経験が約55年あり、本事故の約7年前か らたも網でのくらがげ漁を始めていた。</p> <p>船長の家族によれば、船長は、本事故当日、健康状態は良好に見え た。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p>	<p>不明</p> <p>不明</p>

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、１０時３０分ごろ三池港西方沖で操業している船長が目撃された後、１３時３０分ごろ無人で漂流しているところを発見されたことから、この間において、船長が落水した可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、発見された際、甲板上に漁獲されたくらげが揚がっていたこと、及びふだん船長が操業で使用していたたも網が船内に見当たらないことから、有明海において、操業中に船長が落水して溺死した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、それらの状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、有明海において、本船が操業中、船長が落水して溺水したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操業中は、十分に注意して落水防止に努めること。 ・ 乗船中は、防水型又は防水パックに入れた携帯電話を常に身に着け、緊急時の連絡手段を確保しておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

